

介保第 3 号
令和 2 年 4 月 3 日

高齢者福祉施設の管理者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

入国拒否対象地域の追加について

新型コロナウイルスの対応にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

3月27日付け介保第362号（添付参照）において、上陸拒否の対象となる地域等について法務省ホームページを適宜確認してくださいと通知いたしましたが、4月2日より入国拒否対象地域が追加された旨通知がありましたのでお知らせします。

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下49 各国・地域の全域を指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とされています。

アルバニア、アルメニア、イスラエル、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、オーストラリア、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、シンガポール、スロバキア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドミニカ国、トルコ、ニュージーランド、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポーランド、マレーシア、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

（参考：法務省ホームページ）

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

<http://www.moj.go.jp/content/001316538.pdf>

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

施設整備係

[TEL:0742-27-8534](tel:0742-27-8534)

介護事業係

[TEL:0742-27-8532](tel:0742-27-8532)